

## 読替え後の「大阪外国語大学学生及び学生団体表彰規程」

平成18年1月26日  
制 定  
最近読替改正 平20. 7. 3

(趣旨)

**第1条** この規程は、読替え後の大阪外国語大学学則（以下「学則」という。）第4条第1項の規定に基づいて大阪大学に置く旧外国語学部（以下単に「旧外国語学部」という。）の学生（学生団体を含む。以下同じ。）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称)

**第2条** 表彰の名称は、大阪大学外国語学部長賞とする。

(表彰の基準)

**第3条** 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 学業又は課外活動の成果が特に優れていると認められるもの
- (2) 旧外国語学部の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (3) その他旧外国語学部長（以下「学部長」という。）が特に表彰に値すると認めるもの

(表彰の推薦)

**第4条** 講座代表又は顧問教員は、前条第1号及び第2号の規定に該当すると認められる学生があるときは、別記様式の表彰候補者推薦書により学部長に推薦することができる。

(表彰の決定)

**第5条** 学部長は、前条の推薦等があったときは、旧外国語学部学務委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該学生の表彰を決定する。

(表彰)

**第6条** 学部長は、前条の規定により表彰を決定した学生に対し、表彰状を授与する。

- 2 学部長は、前項の表彰状の授与にあわせて、記念品を贈呈することができる。
- 3 第1項に規定する表彰状の授与は、原則として読替え後の学則第22条に規定す

る学期ごとに行うものとし、その際には、学部長が必要と認める者が立ち会うものとする。

(公表)

**第7条** 学部長は、学生を表彰したときは、掲示により学内に周知する。

**第8条** 削除

(雑則)

**第9条** 学生の表彰に関しこの規程により難しいときは、学部長が、委員会に諮って、これを決定する。

**附 則**

この規程は、平成20年7月3日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

別記様式（第4条関係）

表彰候補者推薦書

年 月 日

大阪大学外国語学部長 殿

推薦者

職名

氏名

印

読替え後の大阪外国語大学学生及び学生団体表彰規程第4条の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

記

- 1 被推薦者の所属・氏名又は名称等
  
- 2 該当条項：読替え後の大阪外国語大学学生及び学生団体表彰規程第3条第 号
  
- 3 推薦理由
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 関係書類：（例）成績証明書、賞状等の写し、新聞記事等  
（注）当該関係書類を添付すること。